

類似商号について

(平成 15 . 5 . 14 民商 1467 法務局民事行政部長 (高松法務局を除く) , 地方法務局長あて法務省民事局商事課長通知)

(通知)

標記の件について、別紙 1 のとおり高松法務局民事行政部長から照会があり、別紙 2 のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙 1

日記第 80 号
平成 15 年 5 月 6 日

法務省民事局商事課長 殿

高松法務局民事行政部長 戸 島 満 義

類似商号について (照会)

いずれも自動車の販売等を目的とする会社の商号である「ネットヨタ香川株式会社」(既登記)と「ネットヨタ讃岐株式会社」又は「ネットヨタ高松株式会社」とは、判然区別し得るものとして取り扱って差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

別紙 2

法務省民商第 1466 号
平成 15 年 5 月 14 日

高松法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

類似商号について (回答)

本日 6 日付け日記第 80 号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えありません。